(制定 2018年6月1日)

(趣旨)

- 第1条 この規程は、学校法人東海大学が設置する医学部付属4病院の病院長の選任に関し、「医療法等の一部を改正する法律(平成29年法律第57号)」及び関係法令に基づき、必要な事項を定める。
- 2 この規程は、病院の管理運営上、副院長を置く場合の選任に関し、必要な事項を定める。

(病院長の選任)

- 第2条 病院長の選任は、次の各号の一に該当する場合に行う。
 - (1) 病院長の任期が満了する場合
 - (2) 病院長が辞任を申し出て,学校法人東海大学理事長(以下「理事長」という。) が受理した場合
 - (3) 病院長が欠けた場合
- 2 病院長は、学校法人東海大学理事会の承認を得て、理事長が選任する。
- 3 第1項第3号による場合は、速やかに選任手続きを行う。 (病院長の任期)
- 第3条 病院長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、第2条第1項第2号又は 第3号により選任された場合の任期は、原則として前任者の残任期間とする。 (病院長の資質及び能力)
- 第4条 病院長は、次の各号に掲げる資質及び能力を有する者とする。
 - (1) 日本国の医師免許を有する者
 - (2) 医学教育、学術研究及び診療に関して高い見識を有する者
 - (3) 本学の建学の精神に深く共鳴して、その具現を積極的に推進しようとする者
 - (4) 医療安全確保のために必要な資質及び能力を有する者
 - (5) 病院の管理運営に必要な資質及び能力を有する者

(病院長候補者の選考)

- 第5条 病院長の選任に当たり、特定機能病院である医学部付属病院については、別に定める「東海大学医学部付属病院病院長候補者の選考規程」(以下「選考規程」という。) に基づき、病院長候補者を選考する。
- 2 医学部付属東京病院,医学部付属大磯病院,医学部付属八王子病院の病院長候補者については,選考規程を準用して,病院長候補者を選考する。

(病院長の職務代行)

- 第6条 病院長に事故あるとき又は欠けたときは、副院長がその職務を代行する。ただし、 副院長を選任していない場合又は副院長を2名以上選任している場合は、あらかじめ病 院本部会議で指名した者がその職務を代行する。
- 2 新たに病院長を選任する必要がある場合には、職務代行者は、第2条第2項の手続き により選任されるまでの期間の職務を代行する。

(副院長の選任)

- 第7条 副院長は、理事長が必要と認めたとき、病院長と協議して理事長が選任する。 (副院長の任期)
- 第8条 副院長の任期は、第3条の定めに準ずるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、病院本部会議の議を経て、理事長の承認を得なければならない。

(事務)

- 第10条 この規程に定める事務は、伊勢原経営企画室が行う。 付 則(2018年6月1日)
- 1 この規程は、2018年6月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、「東海大学医学部に付設されている病院長及び副院長選任規程 (1992年4月1日制定)」を2018年5月31日付で廃止する。